

■ (株) KADOKAWA様管理の キャラクターを申請希望された方へ ■

今回のワンダーフェスティバル2026 [夏] にて申請をご希望された、(株) KADOKAWA様管理のキャラクターについて、下記のとおり申請ガイドラインが規定・提示されております。

内容をご確認のうえ、必ず遵守くださいますようお願いいたします。

※ KADOKAWA様の組織変更により申請窓口は以下の通りとなります。

- ・映像作品の1日著作権許諾 : KADOKAWA アニメ・ライツ部様
- ・コミック・小説作品の1日著作権許諾 : KADOKAWA 原作ライツ部様

ガレージキットイベントの1日著作権許諾の受付について

現在、弊社で許諾させていただいております、ガレージキット販売イベントへの1日著作権許諾ですが、平成20年4月より下記のようにルールを改めさせていただきます。

(令和3年3月改訂)

● 許諾条件

- ① 製造数量は1アイテムにつき100個までとします。
- ② ロイヤリティについては、各作品とも以下の計算式となります。
 $\text{＜販売価格} \times 5\% \text{（または} 10\% \text{）} \times \text{販売数量＞} = \text{支払いロイヤリティ}$
※料率は原作により異なります
- ③ 原作によって著作権元提出用の商品サンプルが必要となる場合があります。
- ④ 売れ残った在庫について、他の販売イベント（次回以降のワンダーフェスティバルでの再販を希望される場合は再販申請を行ってください）や、一般の小売店、同人ショップ（ネットオークション、フリマアプリ等を含む）などで販売することはできません。
- ⑤ 以上の条件について違反が発覚した申請者に対しては、今後1日著作権の許諾を控えさせていただきますこともあります。
- ⑥ その他許諾できないもの
ア) 作品やキャラクターのイメージを著しく損なうと思われるもの
イ) 公序良俗に反するもの
ウ) 他の著作物を組み合わせたもの（コラボもの）、他の製品・著作物に付属する形での造形物（既存商品への改造・アレンジパーツなど）
エ) 作品を同人などでアレンジしたものを元にした造形物
オ) 作品の絵素材を製品にそのまま使用するもの（絵入りのバッチなど）
- ⑦ なお、販売を前提としない原型のイベントでのブース展示については、⑥の内容に沿っていただいた上であれば、申請だけいただければ特に制限を設けません

● 監修申請時の注意

原型の監修申請時に原型が製作途中（未完成）のものは監修ができないため許諾不可とさせていただきます。

全体が未完成なのはもちろんです、一部だけ未完成（手ができてない、など）も含まれますのでご注意ください。

※ なお、監修はキットの販売時の状態を想定しますので、必ずしも着色されている必要はありません。

不明な点、解釈に迷う点などがある場合はお問い合わせください。

※ この書面は本申請の有無に関わらず、該当するキャラクターを申請希望された全ての方へ送付しております。